

車いす常用者向けケア付住宅（公営住宅）の申込資格

次の申込資格の全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

●世帯申込

【申込資格】

- ① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと
- ② 申込者、又は現在同居しているかもしくは同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、身体障がい者手帳（障がいの程度が1級から4級）の所持者又は同手帳の交付申請中の方（※）で、車いすを常用する方を含む次のいずれかに該当する2名以上の親族（内縁関係及び婚約者を含む。）で構成する世帯で、いずれの方も自炊が可能な程度の健康状態であるか、又は、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる方であること
※当選後の2次審査までに手帳（障がいの程度が1級から4級まで）の交付をされること
 - ア. 障がい者のみからなる世帯（注参照）
 - イ. 障がい者とその配偶者からなる世帯
 - ウ. 障がい者と高齢者（60歳以上）のみからなる世帯
 - エ. 障がい者と高齢者夫婦（いずれか1人が60歳以上であること）のみからなる世帯（注）障がい者のみの世帯の場合は、1名が車いす常用者（かつ身体障がい者手帳の1級から4級）であることのほかに同居される方についても次のいずれかに該当する方となります。
 - ア. 身体障がい者手帳の所持者又は同手帳の交付申請中の方（※）
※当選後の2次審査までに手帳の交付をされること
 - イ. 精神障がい者保健福祉手帳の所持者又は同程度の障がいがある方（※）
※同手帳の交付申請中で、当選後の2次審査までに手帳の交付をされること又は2次審査までに「市営住宅等の申し込みのため精神障がい者と同程度に相当することの証明」を受けること
 - ウ. 療育手帳（認定カード）の所持者又は同程度の障がいがある方（※）
※当選後の2次審査までに手帳の交付をされること
 - エ. 戦傷病者手帳の所持者
- ③ 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ④ 現在、住宅に困窮されていること
- ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと

⑦ 申込者本人、及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと

※親族、配偶者及び夫婦には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

【入居収入基準】（給与所得者が1名で特別控除のない場合）

家族人数 住宅種別		2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
公 営 住 宅	「高齢者世帯等」 に該当する場合	5,035,999 円以下	5,511,999 円以下	5,987,999 円以下	6,463,999 円以下	6,897,777 円以下

※「高齢者世帯等」については、別添資料をご覧ください。

● 単身申込

【申込資格】

- ① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと
- ② 単身者（配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方）で、身体障がい者手帳（障がいの程度が1級から4級）の所持者、又は同手帳の交付申請中の方（※）で、かつ、車いすを常用する方で、自炊が可能な程度の健康状態であるか、又は居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができること
※当選後の2次審査までに手帳（ただし、障がいの程度が1級から4級までであること）の交付をされること
- ③ 申込者本人の収入が市又は国で定める基準の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ④ 現在、住宅に困窮されていること
- ⑤ 申込者本人が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑥ 申込者本人が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑦ 申込者本人が暴力団員でないこと

【入居収入基準】（給与所得者で特別控除のない場合）

家族人数 住宅種別		単身者
公営住宅	「高齢者世帯等」 に該当する場合	4,563,999 円以下
改良住宅		2,967,999 円以下

※「高齢者世帯等」については、別添資料をご覧ください。